

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和2年3月4日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年3月4日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 羽山 茂男 副委員長 建石 良明
委員 中村 直幸 辻本 馨
西田いく子 山田 強
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 秘書課長 堀内 孝茂
副町長 松村 勝之 総務政策課長 奥埜 哲生
総務部長 今川 新八 財政課長 吉田 雅樹
まちづくり推進部長 浅野 達雄 福祉課長 松岡 健一
健康福祉部長 横田 勝 高齢介護課長 東條 信也
教育次長 田中 清
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 村井 浩二 阪口 寛
寺町 幸雄
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第3号 太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件
 - (2) 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○羽山委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案と致しまして、議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件ほか1件、そして予算案としまして、議案第12号、令和2年度太子町山田財産区特別会計予算ほか2件、以上、合わせて5件の議案でございます。

何卒よろしくご審議を頂きまして、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○羽山委員長 本日は全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、当初予算案件が3件の計5件でございます。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

ここで、審議の順序でございますが、本日は議案第3号、4号の条例関係2件をご審議頂き、2日目の10日には議案第12号、13号及び16号の当初予算関係3件を審議頂きたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日は議案第3号、4号の条例関係2件をご審議頂き、2日目の10日は議案第12号、13号及び16号の当初予算関係3件をご審議頂きます。

それでは、条例案件の議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○奥埜総務政策課長 改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例は、平成30年度に策定致しました太子町地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標達成の為に施策に基づき、住民等の交通手段の確保と住民福祉の向上に資する為、本年6月から町が運行主体となった実証運行開始に向けて取り組んでおります支線交通につきまして、道路運送法第78条第2項及び第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録を受けるに当たり、手続に必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の2頁目をお願い致します。

まず、第1条の目的でございます。太子町コミュニティバスを運行させる目的として、住民等の交通手段の確保と住民福祉の向上に資することとしております。

第2条は、コミュニティバスの定義を定めるもので、道路運送法の規定に基づいて太子町が国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車としております。

第3条は、運行路線を定めるもので、第1項では、コミュニティバスの運行路線は道路運送法第79条の登録を受けた路線としております。

また、第2項では、コミュニティバスの運行経路、運行時間その他運行に当たり必要となる事項について、規則にて別途定めることとしております。

次に、第4条では、運行の制限等を定めており、町長は、天災、道路状況、車両故障、その他やむを得ない理由により安全な運行を確保することが出来ないおそれがあると認める時は、コミュニティバスの運行を制限したり、もしくは休止したり、または運行内容を変更することが出来る旨を規定致しております。

第5条では、町長はコミュニティバス利用者から使用料を徴収するものとし、第2項にて別表に使用料の額を定めております。

恐れ入りますが、次の頁の別表、第5条関係をお願い致します。

別表、第5条関係ですが、上段の表、畑・山田役場線は畑地区バス停から役場前バス停の区間を指しますが、区分として、大人、中学生以上の者の項では乗車1回につき180円、2としまして、小人、小学生以下の者の項では乗車1回につき90円の料金とし、幼児、1歳から就学前までの者については同伴者1人につき1人までを無料、乳児、

1歳未満の者は無料としております。

次に、総合福祉センター役場線は、役場前バス停から総合福祉センターバス停の区間を指しますが、区分として、大人、中学生以上の者の項では乗車1回につき160円、小人、小学生以下の者の項では乗車1回につき80円の料金とし、幼児、1歳から就学前までの者については同伴者1人につき1人までを無料、乳児、1歳未満の者は無料としております。

次の頁をお願い致します。

畑・山田役場線のバス停で乗車し総合福祉センター役場線のバス停で降車した場合、もしくは総合福祉センター役場線のバス停で乗車し畑・山田役場線のバス停で降車した場合は、区分として、大人、中学生以上の者の項では乗車1回につき200円、小人、小学生以下の者の項では1回につき100円の料金とし、幼児、1歳から就学前までの者については同伴者1人につき1人までを無料、乳児、1歳未満の者は無料としております。

恐れ入りますが、議案書の2頁にお戻り頂けますでしょうか。

第6条では、使用料の減免を定めており、町長は、特別な事由があると認める時は使用料を減額し、または免除することが出来る規定を設けております。

第7条は、既に納めた使用料は還付しない旨の定めを行っておりますが、町長が特別な事由があると認める時は、その全部または一部を還付するものとしております。

第8条は、利用者の責務を定めるもので、利用者の順守しなければならない事項を定めております。第1号では、運送の安全確保や危険回避の為、乗務員が行う指示に従うこと。第2号では、他人に危害を加えることや迷惑となる行為をしないこと。次の頁をお願い致します。第3号では、その他職務上必要があると認めた場合に乗務員が行う指示に従うこととしております。

次に、第9条では、利用者の利用制限を定めており、町長が、利用者の乗車を拒み、または下車させることが出来る旨を規定するもので、第1号では、乗車定員を超える時、第2号では、運行上支障があると認める時、第3号では、前条の規定により乗務員が行う指示に従わない時としております。

第10条では、損害賠償の義務を定めており、利用者が故意または過失によりコミュニティバスまたはその附属施設等を破損した場合は、これを現状に回復し、または損害を賠償しなければならない旨を規定しております。

第11条は、割増使用料を定めており、不正な手段により使用料の徴収を免れ、または免れようとした者は、使用料とは別に同額の割増使用料を納めなければならないと規定しております。

第12条は、委任について、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、附則でございます。この条例の施行日を令和2年6月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件についての内容説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○中村委員 今、説明を頂きましたけれども、乗車するに当たってのいろんな条例等あるんですけれども、例えば事故等については、例えばバスが事故を起こして何かのけがをした云々、死亡したとか、そういった形の保険というのですか、それはどれぐらいの額になりますか。

○奥埜総務政策課長 額のほうが今現在、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんが、現在、町村長会のほうで損害賠償保険のほうに入っております。こちらの額と同額で現状のところ考えておるところでございます。

○中村委員 でしたら、また時間を追ってお示してください。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 以前にもらった資料で、支線交通の運賃についての考え方を頂いたのですが、金剛バスが距離運賃制ということで、どういう運賃制度にするかということと考えたら、距離運賃制にすると運賃表示盤の表示等の設備が必要、乗換え運賃が複雑になる、運転手への負担が大きくなる等、問題が発生する、だから利用者にも分かりやすく、運転手への負担も少ない定額運賃制にすると書かれていたのですけれども、利用者にも分かりやすくとはどういう意味なのですか。何がどう分かりやすいという意味ですか。

○奥埜総務政策課長 距離制運賃にしますと、そのバス停ごとに運賃が異なるということがございます。そういった中で、補助制度を含めて更に運賃制度のほうが複雑になって参るというようなところで、運賃につきましては定額という形で設定をすることとした

というようなところでございます。

また、先ほど委員のほうがおっしゃいましたのは、設備、そういった部分でも乗車バス停の把握におきまして発券機、そういった部分も一定必要になってくることも想定されますので、現状、福祉センターバスより実証運行を行うという想定の中で、定額運賃という形をとるのが現状においては合理的な方法であるというふうな考え方に立っておるところでございます。

○西田委員 定額運賃といたら、100円というか、それが定額だと思うんですが、ところが3パターンありますよね。このことは公共交通の会議でもおっしゃっていた委員さんがいましたけれども、大阪府のホームページを開いてコミュニティバス情報を見ましたら、27件の市町村がコミュニティバスを出しますという情報が載っているのですが、そのうち6件は無料です。そのうち15件は、金額は色々ですが、定額制です。それ以外、定額であるところなんかとか、堺市なんていうところはパスを使ったりとか色々あるのですけれども、というのが6件あっての27件なのです。これが分かりやすいのですか3パターン。定額というのだったら、100円だったら100円、金剛バスの料金が最低160円だから160円とか、そういう考えこそが定額にならないのですか。

○奥埜総務政策課長 委員のおっしゃる部分にお答えさせて頂きたいと思いますが、まず、先ほど委員のほうからもおっしゃって頂きました先行地の交通運賃設定についてという部分では、距離制か定額かというような部分がございまして。定額という想定をさせて頂いたのは先ほどお答えしたところでございましてけれども、その定額の中におきましても、道路運送法規則、また道路運送法施行規則の取扱いについての国からの通知等におきましては、当該地域における一般乗合旅客事業者運送事業に係る運賃及び料金を勘案してというような形で道路運送法規則に明記されております。また、これらの取扱いにつきましても、国から各地方運輸局長あてに示された内容におきましては、当該地域または隣接市町村等における一般乗合旅客事業者運送事業の運賃を目安とするというような形にされております。

こういったことから、本町内を運行しております金剛バスの運賃を基準に考える必要があるということになって参ります。この中で、仮に全区間を一律の定額運賃という形に設定するということになりますと、重複区間となる金剛バスの、現在仮称でございましてけれども、畑薬師山公園前バス停から春日バス停間の200円というような形になっ

てくるということになって参ります。この額を下回らない額ということになってくるということでございます。ですので、仮に全区間を一律200円という形に致しました場合、畑・山田地区のバス停から乗車され、仮に役場までの間のバス停で降車された場合でも200円というような形となって参ります。こういった部分から、運賃設定の中におきまして、支線交通運行においては役場を基本的な乗換え拠点という形でこれまで考えてきております。そういったことから、より利用範囲、そういった部分を考えますと、役場を中心に区間設定をすることによって、料金の設定方法がより利用者の負担軽減を図れる方法として出来るのではないかとこの形で考えたところでございます。

このことによりまして、畑・山田から役場間の畑・山田役場線、こちらのほうにつきまして、金剛バスの最大運賃となります180円として総合福祉センター役場線の重複区間となる部分につきましては、金剛バスの最大運賃となります160円の運賃とすることと致したところでございます。

しかしながら、反面、この区間運賃の設定を行うことによりまして、役場で降車せず次の区間のバス停で降車された場合、両区間の運賃合計340円というような形になってくるということになって参ります。そういったことから、更に両区間を利用される場合については、更に重複する区間となる金剛バスの運賃である最大の200円運賃という形で設定したと。このようなことから、出来るだけ利用者の負担軽減を図ることを検討した結果、3通りの運賃設定というふうになったところでございます。

○西田委員 今言われた勘案して目安とする、絶対そこを上回ったらあかんとは言っていないということでしょう。ところが、もらった資料では金剛バスの上限を下回る金額には設定出来ないという枠を勝手にはめているんです。勘案したらいい、目安としたらいいと思うので、設定出来ないと決めてしまって、急に文章が出ていると思ったのですけれども、これは何なのか。住民の分かりやすさよりも企業の経営のほうの方が大切だという立場に町は立っているということですか。

○奥埜総務政策課長 企業の側に立っているということではなく、金剛バスについての運行状況、こういった部分も将来的な太子町の部分を考えますと非常に重要な部分になってこようかと思えます。やはり町の運行するコミュニティバス、そして金剛バスが運行される民間の路線バス、こちらのほうも今後持続的な運行を続けていくことによって、町が運行するバス、民間のバスが相乗的な効果を持って末長く町民の方の公共交通の確保が図れるものというふうに考えている、そういった部分の考えから今回の運賃

設定を考えさせて頂いたというところでございます。

- 西田委員 会議に行って、では金剛バスがそうしてもらわないと困ると言っているのだったら、企業も経営の為には町もお願いしたいと言っているのだったらあれなのですけれども、別に金剛バスは町が決めることですからとおっしゃっていましたが、そういうふうにした河南町では意地でやっているのだとまで言われたように、それは自治体が決めればよいというのは企業の立場だと思うんです。ところが、企業のことをおもんばかって太子町が距離運賃制を下回らない、金剛バスの上限を下回る金額には設定出来ないという縛りを勝手にしていて、3パターンにして住民に分かりにくくするというのは如何なものかなと思うんです。

先ほど、このままだったら180円と160円で340円ということになるというのは、それは3パターンにしているからでしょう。それをまたいでも200円で済むから、340円にならないからいいではないかという説明になるかと思うんですけれども、今度新しく出来るバス停、サンプラザの近所に出来るところがあると思うんですけど、そこから役場に来て、またその次のところのバス停で下りたら、それは2区間にまたがるのですよね。それだけの距離を金剛バスは200円取るのですか。

- 奥埜総務政策課長 今、委員おっしゃっておられます通り、一部、利用方法によりましてはコミュニティバスが民間路線の運賃を上回るという部分が出てくるのは事実でございます。ただ、これにつきましては、先ほども申し上げております距離制運賃とする民間路線バスに対し、コミュニティバスについては区間設定により、道路運送法等により町内の運行する運輸バスの運賃を目安とした定額にしていることから生じるものとなっております。

今後、実証運行に向けて、これらの内容を含め、住民の皆さんに啓発、周知をさせて頂く中、また補助制度も含め個々の利用方法について具体的に説明をさせて頂きながら、より多くの方に利用して頂けるような形に努めて参りたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

- 西田委員 勘案して目安としたのを、勝手に金剛バスの上限を下回る金額に設定出来ないとしたのは太子町ですよ。国土交通省の近畿運輸局の後藤さんという方、この会議の委員で来ていますが、この方は寝屋川市の地域公共交通協議会の委員の一人でもあるのです。それは背景に企業のバスが走っている、走っていないか分かりませんが、ここでは無料の乗合ワゴンを走らせるということですのでずっと議論を進められていて、ここ

でこの方が反対しているなんて聞いていません。これは今度走らせることになったではないですか。片一方でこの方は、いやいや、それだったら絶対に金を取れという立場に立たないといけないであろう方も、その自治体に合わせた対応を取っているということは、金剛バスの上限を下回る金額に設定出来ないと決めたのは太子町ですよ。

○奥埜総務政策課長 この部分につきましては、地域公共交通会議の中で議論を頂いた部分もごさいますが、当然、会議の中でそういった議論を進めて頂く中で、また交通事業者も参加して頂く中で、より持続可能な公共交通というところで事業のほうを進めていくという方向性の中で決定を頂いたというところになってごさいます。

また、網計画におきましても有料を基本とした中での持続可能な公共交通というところで示しておりますし、また民間路線バスとの連携、協力というような部分の方向性も持っておりますので、そういった中で議論頂いた中での部分というところになっております。

○西田委員 太子町としての考えというのがやっぱりここに反映されなあかんと思うんです。寝屋川市は無料というところで話が進んだのだと思うんです。会議の傍聴をしまして度々思うんですが、皆さんだったら広報で知ることが出来るかと思えますけれども、会長の考えは、お住まいの場所によっては役場前での乗換えが必要になる方も出てきます。邪魔くさい、不便と思われても仕方ありません。福祉センターを利用されている方には少しばかりの不便をおかけすることになります。こういう不便を住民に強いるというのを前提に考えられているからこういった料金設定になるのかなと思うので、ちょっとこれは如何かなと思います。

それで、お尋ねしたいのですけれども、実証運行は、コースはこれで決まったかと思うんですが、いろんなことを試されることになると思うんです。以前、一緒に連れてってもらって、住吉台のくるくるバス、この時の実証運行はこんなふうにしましたというようなお話があったのですが、この時は料金を取るパターン、無料にして走らせるパターンというのがあったのですが、太子町もそのことが、6月施行となっていますけれども、そういったパターンで実証運行を進めていくことが出来るのですか。

○奥埜総務政策課長 今回、6月から運行を始めようということに想定しておりますものにつきましては、条例にも明記されております道路運送法の78条の2号及び79条の規定に基づき登録を行うものとなってごさいます。これにつきましては、先ほど申し上げました道路運送法施行規則等に基づき有料の運行という形になってごさいます。

また、今委員がおっしゃいました平成30年10月2日に公共交通会議のほうで実施致しました先進地事例の視察というところでの件かと存じます。この先進地事例につきましては、当初、神戸市東灘区住吉台のくるくるバスというところでございますけれども、この地区につきましては昭和40年代から50年代にかけて神戸の山間地域、この東灘の山肌の部分、こちらの一体を開発、造成された住宅地となつてございました。また、先行された他の地区での部分につきましては、市バスの運行をされたところもあったというふうに伺っておりますが、当該地区については運行されていない中、阪神・淡路大震災の発生等を経てかなり高齢化が進んでおる地区というふうにお聞き致しております。

このような中、平成15年に国の制度でございます全国都市再生モデル調査という調査事業において、NPO法人が一定申請をなされ、くるくるおでかけネットワークプロジェクト調査というような事業が採択されたというふうにお聞きしております。この中でバス走行の実証実験が実施されたというところがございます。この実証実験の期間につきましては、平成16年2月1日から3月31日ということで、無料区間につきましては平成16年2月21日から3月31日までの期間で実証実験がなされて、無料期間につきましては2月21日から28日の1週間として、その後の3月1日から31日までの1ヶ月間は有料とされたところがございます。

この全国都市再生モデル調査の報告会におきまして、NPO法人が地域住民に対し報告会を開催し、その後、市民会議が立ち上げられたというふうな経過とお伺い致しております。そして、その後、市民会議において種々議論が行われ、翌17年1月23日から住吉台のくるくるバスが運行されたというふうにお聞き致しております。この時点では既に有料での運行ということで実施されたというところがございます。

こういったことの部分で先進地事例を行ったというところがございますけれども、今回、本町が行う実証運行につきましては、あくまでも先ほど申し上げました道路運送法に基づく登録申請を行って実施するところがございます。また、網計画により有料を前提としたというところになってございますので、今回の部分についてはあくまでも実証運行というところがございますので、この中で住民の皆さんにどのように利用頂けるか、どのように感じて頂けるかにつきましては、実証運行の中身、そういった部分を調査、検証することとなって参ります。そして、その結果を踏まえまして、住民の方がより利用しやすいものとする為に、運行経路を含め様々な内容について再度地域公共交通会議

において議論頂くこととなって参りますけれども、議会に対しましてはご協議、ご相談を申し上げながら進めて参りたいというふうに考えております。

また、こうした調査、検証、改善につきましては、継続的に本町におけます人口構造、また様々な状況が変わってくるかというふうに思いますので、取りあえず継続して行いながら町の運行するコミュニティバスについてもそれに対応した形で改善、修正、そういった部分が必要になってくるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西田委員 道路運送法でお金を取ると決めたからあかんと言っているけど、ではこれはどういう時に使うのですか。条例の使用料の減免、減額も免除も出来るではないかと。

これを活用して、くるくるバスみたいに最初2週間は免除期間ということにして、みんな乗ってみてというふうに使うことが、使おうと思ったら出来るということですか。

○奥埜総務政策課長 現在想定しております減免等につきましては、障がい者の方、こういった方につきまして半額として、また介護を必要とされる方につきましては、介護が必要な方1人までを料金の半額というような形で現在想定を致しておりますのでございます。

○西田委員 特別な自由があると認める時は、ここに書いていないということは、実証運行として住民がどれだけ乗るか調べたいという、そういう調査の目的で減免もオケーですよ。それが駄目と書いていないのですか。

○奥埜総務政策課長 現状におけます実証運行、コミュニティバス、町の運営する市町村有償運送につきましては、あくまでも有償を前提に、そしてその中で検証させて頂くことによって、さらなる改善、またどういう形がよいのかというのを検証する必要がございますので、当初から全てを無料ということになりますれば、無料の時期と有料の時期、これが全く、当然無料のほうが乗車人数が増えるということが想定されて参ります。そういった中で検証、検討がどういう形で進められるのか、非常に期間も長くなってしまいうでしょうし、そういった部分の検証効果というものも何度も複数繰り返して行く必要が出てくるかなというふうに思います。ですので、当初から有料でお願いをしながら、その中でよりよい形の検証、検討を実施するという形で進めて参りたいというふうに考えております。

○西田委員 くるくるバスの時に携わった森栗先生のお話を聞きましたら、無料で走らせて、有料にして、でもやっぱりそんなに乗る人は変わらなかったというふうなことをお

っしやっていたんです。この無料期間は誘導するというか、こういうバスがありますよというのに、住民に目を向かせることに役立って、その後お金を取るようになって、いや、これは便利だからということで、ここで言えば全てが当てはまるかどうか分かりませんが、あの時、先生がおっしやっていたのは、そんなに乗る人は変わらなかったということをおっしやっていた訳で、調査、検証する実証運行であるならば、こういう運行の仕方もあっていいのではないですか。太子町の住民は無料だったら乗るというタイプなのか、いや、そんなのではなく、本当に走ってもらったら、目の前にあったら乗るのかというのがこのことで分かると思うんです。いろんなことを、実証運行は決まり切ったものではないから、これからでも改善していくとおっしやいましたので、それほどでもおっしやっていたので、それを信じて政策を進めていくのですが、少なくともここに至るに当たって、体育館には行くという路線は出来ませんでしたし、道の駅へ行くという路線も土日か何か、休みの日に行こうかなという話もありますが、出来ていません。これは今まで行けていたところに行けないんです。300メートルの範囲外のところはやっぱり切り捨てられていると思うんです。

それと、平成28年12月の予約型乗合ワゴン試行運転の利用状況と報告書というのを改めて見てみたのですが、そこで、もし料金の自己負担がある場合、いくらまでなら払うことが出来ますかというのをお尋ねしているアンケートがあるんですけど、そこで14件、全体の6%の方は料金を取ったら払えないという方がいらっしやったということもやっぱり頭に入れておかなあかんと思うんです。体が不自由ではない方はボランティアの方達の車を使ってくれたらいいではないですか。時間いくらか、距離いくらか知りませんが、それを用意しているからいいではないですかと言うけれども、払えないという人はそっちに行けないということもあるというのはやっぱりちょっと頭に入れてもらいたいなと思いますので、我慢しろというのを押しつけるというのは間違っておりますので、よろしくお願いします。

それと、ちょっと離れますけれども、12月の間に会議をされたのです。それを1月の広報に載せたということでお詫びというのも議会のほうにありましたけれども、2月号にアンケートの中身、書き方が悪かったか、数字に間違いがありましたというお詫びと訂正の部分があるのだったら、なぜここに先走って書いてしまいましたと書かないのでしょうか。2月号の広報でも十分間に合ったと思うんですけれども、そういうことがありましたというのを、そういうスペースがないのだったら仕方がないなと思ったので

すのが、書かなかったのはなぜですか。

○今川総務部長 昨年の12月29日の会合の内容を1月号に掲載したことについてのお詫びをさせて頂いたのですけれども、それに対して広報に謝罪ということでおっしゃられているのですけれども、それを載せることによって反対に、かえって住民に不安をあおるのではないのかなという趣旨に基づきまして、記事掲載については控えさせて頂いたと。議会のほうにお詫びをさせて頂いた時にもそのような旨の要旨をお伝えさせて頂いたつもりなのですけれども、その点、ご理解のほどをよろしくお願い致します。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 ちょっと料金体系のことでお聞きしたいのですけれども、幼児の同伴者1人につき1人と限定されているのですけれども、これは就学前までの対象となるのだけでも、これは1人につき2人、複数人乗ってこられる場合もあるということは想定出来ますね。これは民間はたしか2人なら例えば半分とかいったような規定もあると思うんですけれども、この辺のところはきっちりと明確にしておくほうがいいのではないかなと思うんですけど、如何ですか。

○奥埜総務政策課長 この辺りにつきましては、基本的に民間の区分での運賃体系を参考にさせて頂いておるところでございます。また、近隣のコミュニティバスで有料運賃で運行されているところも含めて確認しながら、現状、こういう形での条例案というふうにさせて頂いたところでございます。

○建石委員 私の意向としては、出来れば無料にして頂きたいなど。そんな4人も5人も連れてくる人はないと思いますので、コミュニティのバスだから、来る単位も小さいから、その辺のところはよく考慮して頂きたいなど思っておりますので、よろしくお願い致します。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○山田委員 先ほどから100円だとか200円だとか無料だとかで色々お話が出ているので、ちょっと視点を変えまして、要は2条で役場の有償旅客バスというものが出来たと、こう思うんです。それで100円、160円、200円、無料だとか言って議論されておるのですが、本来、公営ですので、利益は追求しないということは理解しているのです。ただ、100円、200円、無料だとか色々言っているけれども、実際のところ想定される損益計算は出来ているのですか。

○奥埜総務政策課長 現在、昨年度策定致しました、冒頭でも申し上げました地域公共交

通網形成計画、こちらのほうでは収支率を約2割程度ということで、一応前提に致しておりますが、なかなかそこまでは厳しいのかなど。他団体の状況でも13%、15%までというような状況が見られるところがございますので、収支率と致しましては2割と致しておりますけれども、なかなか難しい状況があるかなというふうに現状では認識致しております。

○山田委員 その2割程度の利益というのか、収益というのか、収入を確保しているの、あとの8割は役所の身出しであるということなので、そういう状態の中で100円、200円、無料だとか、それから金剛バスを付度するだとかいうのはあくまでも皆さんのサービス精神がものすごいあると思うんです。これはやっぱり福祉有償運送であろうと、こう思っているのですが、その辺も僕は理解しなければいけないと思っているのですが、あまり無理を言えないなと思っているので、その辺はよろしくお願いします。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

距離運賃制にすると運賃表示板等の設備が必要、乗換え運賃が複雑になる、運転手への負担が大きくなる等の問題が発生する等と、事務的な問題を回避する為に、利用者にも分かりやすく、運転手への負担も少ないと言いながら、利用者だけに我慢を押しつける3通りもの料金がある定額運賃制の名に値しない料金設定が押しつけられようとしています。全住民が利用出来ると言っても、車に乗れない、歩いて買物や病院に行くのが大変な高齢者が主な利用者になるというのに、高齢者にとって本当に優しくない複雑な料金体系です。無料であったり、100円のワンコインであったり、それぞれの自治体でどうすればより多くの住民が利用出来るか努力していることだと思います。

平成28年12月の予約型乗合ワゴン試行運転利用状況報告書に、もし料金の自己負担がある場合、いくらまでなら払うことが出来ますかの質問に、払えないと答えた件数が14件、6%とありました。ワゴン車に乗り、買物、医者に行っていたかもしれない、この払えない人は、外出の機会を奪われることにはならないでしょうか。

この間、実証運行は完成形ではない、検証して変えていくと言っておりました。料金を取った時、料金を取らなかった時も実証運行に加えるべきです。住吉台くるくるバスの視察に行きましたが、そこでも料金を取る、無料で走らせる、この両方を試しておられました。

会議中に金剛バスの方が、絶対料金を取って運行しろ等とは言っていません。太子町が走らせる住民の為の支線交通です。太子町の公共交通が成功したと言えるのは、多くの住民が利用出来る公共交通になった時ではないでしょうか。民業を圧迫してはならないと、金剛バスを一番に考え、距離によっては住民に金剛バス以上の料金を押しつけ我慢を強いる料金体系は、住民福祉の向上を投げ捨てるものだと指摘し、反対の討論と致します。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 議案第3号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例は、本年6月からの運行開始に向けて取り組んでいる地域公共交通の支線交通である町運営のコミュニティバスに関して、道路運送法第78条第2項及び同法第79条に基づく自家用有償旅客運送を行う際に必要となる事項を定めるものであります。

昨年の3月に策定された太子町地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標達成の為の施策に基づき、地域公共交通の再編と共に、将来に渡って持続可能な地域公共交通の構築に向け、太子町地域公共交通会議で議論が行われた。道路運送法等により規定されるコミュニティバスの運行をもって畑・山田地域における公共交通空白、不便地域の解消を図るものであります。

また、コミュニティバスの運賃については、利用範囲が概ね異なると考えられる役場を中心とした2区間、また全区間での運賃設定となる等、若干まぎらわしい取扱いとなっておりますが、これは利用者負担における軽減策が講じられたものであります。

実証運行に当たっては、利用者への周知、啓発と、望ましい持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組みに引き続き努められますよう強く要望して、本条例制定の件についての賛成の討論と致します。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決を致します。

議案第 3 号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 4 名・反対 1 名)

○羽山委員長 起立多数でございます。議案第 3 号、太子町コミュニティバス運行に関する条例制定の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 4 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○堀内秘書課長 それでは、私のほうから、議案第 4 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、本改正に至った理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

本改正は、先の令和元年 9 月議会においてご議決頂きました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、本年 4 月の会計年度任用職員制度の導入を進めていたところ、本年 1 月 17 日付、総務省通知等により、同様にご議決を頂いた本条例について所要の一部改正の必要性が生じたものでございます。

改正の内容は、会計年度任用職員のサービスや公務災害の取扱い等に関して関連する職員のサービスの宣誓に関する条例のほか 1 条例に所要の部分等の改正と、経過措置に関する規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正条例のご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、新旧対照表の 1 頁目をお願い致します。

新旧対照表でございます。第 10 条関係でございます。

第 10 条関係の改正は、職員のサービスの宣誓に関する条例の改正でございます。

第 1 条及び第 2 条第 1 項、また第 3 条の改正は、条例全般の見直しをさせて頂いたところ、国準則にのっとり文言の整理を行うものでございます。

続いて、第 2 条第 2 項の改正は、会計年度任用職員の任用形態等を考慮し、サービスの宣誓をそれぞれの会計年度任用職員に応じた方法で行えるように規定するものでございます。

次に、下のほうの第 11 条関係でございます。

第 11 条関係の改正は、太子町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例の改正でございます。

第2条の2第1項第2号及び第4条、恐れ入ります、次の頁をお願い致します。第5条第1項の改正も先ほどと同じく、国準則にのっとり文言の整理を行うものでございます。

次に、第5条第1項第5号の改正は、新たに給料が支給されるフルタイムの会計年度任用職員を規定するものでございます。対象となる方が補償を受ける場合の基礎額を、常勤の職員と同様に地方公務員災害補償法第2条第4項の規定に基づき、平均給与額とするものでございます。

第8条及び第8条の2、第13条の改正も先ほどと同じく、国準則にのっとり文言の整理を行うものでございます。

恐れ入ります。議案書の3頁目をお願い致します。附則でございます。

附則の第1項につきましては、この条例の施行期日ですが、令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項は、太子町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の経過措置を規定しております。経過措置の内容は、令和2年4月1日以後に発生した事故等に起因する公務災害から改正後の条例を適用するものでございます。

以上で、議案第4号のご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 服務の宣誓が必要になると思うんですけども、説明で、会計年度任用職員に応じた方法というのはどういった方法なのでしょう。職員はこうだけこの人達はどうかというのをちょっと教えてください。

○堀内秘書課長 服務の宣誓につきましては、我々職員の場合は直接、目の前で宣誓に関して署名を頂くことになっております。今回、条例改正をさせていただきます、会計年度任用職員の方々につきましては、例えば今考えさせて頂いておりますのは、書類を一定郵送等でお送りさせて頂いて、それをご自宅で書いて頂いて、後日改めて提出頂くとか、いろんな出先とか勤務時間等も様々なケースがありますので、そういったところを柔軟に運用出来るようにさせて頂きたいと考えております。

○西田委員 今回、そういう宣誓書に書くということになったのですけれども、それでもやっぱり役場で働くということでは守秘義務とかがあったと思うのですけれども、そういう、今までも何か書くようなものはあったのですか。

○堀内秘書課長 従来であれば、こういったサービスの宣誓ではなくて任用通知というのがありまして、そこに守秘義務とか、ある一定我々職員と同じようなレベルで求めていたのを同意頂くような形ではあったんです。ただ、今回、サービスの宣誓というのが新たに地方公務員法が適用されましたので、それを宣誓しなければならないと規定されておりますので、今回の条例改正に至ったものです。

○西田委員 それによって会計年度任用職員の心持ちというのが変わるのですか。

○堀内秘書課長 サービスの宣誓だけではなくて、地方公務員法、様々な義務というのが生じてはくるのですけれども、これをして頂くことによって、例えば宣誓の中に地方自治法の本旨を体すると共に公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますというような文言を必ず目を通して頂くと。従来であればこういった宣誓書までは求めておりませんでしたので、その心持ちというのですか、これから公務員として一緒に働いてくださいということなのですが。

以上です。

○西田委員 このことで期末手当や退職金、また長く働かれる方は社会保険にも入って支給されることになるのですけれども、全国知事会も町村長会も懸念していました国の財政措置、確実に全額入ってくるというのは確定しましたか。

○堀内秘書課長 会計年度任用職員の財政支援ということですが、先の9月議会で一定補正もさせて頂いたのですけれども、システム改修に要する経費については普通交付税措置が講じられるというふうに文書は頂いております。ただ、令和2年4月以降の施行に伴う期末手当の支給等に関する経費についても普通交付税措置がされるとは聞いておりますが、正式な文書ではまだ頂いておりません。

○西田委員 普通交付税措置、ちょっと分かりにくいではないですか。だから、不安だということで、自治体によっては、これ、4月から始めなあかんということで、月給引下げとか期末手当や退職金の支給の対象にならないように勤務日数や所定勤務時間の切り詰めが起こっていると言われているのです。大阪府の最低賃金は964円ということで、非正規職員の中には資格を持った方が沢山いらっしゃいますから、964

円なんてということもありますし、太子町でこの4月に向けて、今言ったような切り詰めなんかは行われていないと思うんですが、その点はどうなのでしょう。

○堀内秘書課長 委員が今おっしゃって頂いたような、各団体それぞれ考え方を持っていてやられているとは確かに情報としては聞いております。ただ、本町の場合は現状、現給の方であっても期末手当を支給するからといって月給を下げるというのではなく、現状のまま、いろんな勤労状況を全部踏まえながら月額給料を決定させて頂いております。また、期末手当を支給する、しないというのを踏まえて任用期間、日数を削るのではなくて、そこは実情に応じてさせて頂きたいと考えております。

○西田委員 いろんなことを国は考えますけれども、本当に太子町役場の職員が十分いけるという状態がいいと思うんです。こういう形になった訳ですが、正規職員増を目指したいのですけれども、このことで同一労働同一待遇までなりました、ここまで言えますか。

○堀内秘書課長 同一の給料というのは明らかに、正職員、我々と会計年度任用職員の方では賃金というのはおっしゃる通り異なるものではあります。ただ、今回、休暇とかそれぞれの部分については、全く一緒ではないのですけれども、かなりの部分では同一のものにさせて頂いているところでございます。

○西田委員 今の時節によったことなのですけれども、いろんなところで、うちでいけばセンターが閉められたりとかしている中で、アルバイトの方が、もう来なくていいよということで給料が、行かないとアルバイト、パートはお金が入ってこないの、そういう人は今、太子町には雇っている人の中にはいませんか。

○堀内秘書課長 現状、新型コロナ対策に応じて様々な機関で対応頂いているところではあるのですけれども、今のところはアルバイトの方を休業というところまでなっていないとは聞いております。

○西田委員 それはよかったと思いますし、そのまた今、委託が増えていて、給食センターなんて委託ではないですか。委託先はどうなのかなというのも心配ですし、先生もどうなのかな、先生の中にも非常勤の方がいらっしゃいますし、そういったことも役場として太子町全体を把握して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

- 西田委員 議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件について、意見を付けて賛成の討論を行います。

2020年4月から始まる会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に1年任期の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時、非常勤の大部分を移すものです。いつまでも非正規雇用、いつでも雇い止め可能、生活出来る賃金が保障されない等、会計年度単位で首切り自由の無権利職員が増大するのではないかと危惧されています。

次の2020年度の予算案には、会計年度任用職員の期末手当の支給対象となる1千738億円の財政措置が盛り込まれました。しかし、全額財政措置されるのかがまだ確保されていません。その為、各地の自治体では月給の引下げや、期末手当や退職金の支給の対象にならないよう、勤務日数や所定勤務時間の切り詰めが行われています。太子町ではそのようなことがないとお聞きして安心致しました。

国に会計年度任用職員の待遇改善と正規職員を増やす為の財源確保を求めると共に、町として正規と非正規の差別と格差を是正し、安心して働き続けられる労働条件や職場環境の改善を進めることを要望して、意見を付けての賛成の討論と致します。

- 羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

- 羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りを致します。

議案第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

- 羽山委員長 以上で、本日の審議事項は全て終了致しました。

これにて委員会を散会させていただきます。

尚、次回は10日、火曜日となっておりますので、よろしくお願いを致します。

本日はお疲れ様でございました。

午前10時32分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 羽 山 茂 男